

## 健康教室業務公募説明書

### 1. 当該公募の趣旨

本業務については、下記の(1)から(4)の条件を満たす機関が他にないという理由により、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

- (1) 体の健康の一次予防及びメンタルヘルスのセルフケアに精通していること
- (2) 本業務の履行にあたることのできる保健師、管理栄養士、理学療法士等が在籍していること
- (3) 後段2-(2)に示す条件と同等以上の体の健康の一次予防及びメンタルヘルスのセルフケアのための教室実施の実績があること
- (4) 業務履行に必要な会場や検査機器等を準備できること

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は企画競争を実施する予定である。

### 2. 業務の概要

#### (1) 業務名

健康教室業務委託

#### (2) 業務の詳細な説明

ア 体の健康の一次予防(例:生活習慣病や運動機能維持等)に関する教室(2回/年)

- ・ 健康講話
- ・ 保健師及び管理栄養士による保健指導
- ・ 体調チェックや生活習慣病チェック
- ・ 血圧測定や運動評価等
- ・ 理学療法士等による運動指導
- (事後) 通信指導、アンケート実施 等

イ メンタルヘルスのセルフケアに関する教室(1回/年)

- ・ 健康講話
- ・ 公認心理士や保健師等による保健指導
- ・ ヘルスケアトレーナー等によるリラクゼーション指導
- ・ 配信用データの作成、配信 等

ウ ア、イの共通作業

(ア) アンケート集計、結果報告書の作成

(イ) 実施時期等

a 日程

7月～8月、10月のうち平日に全3回実施(同じ月に偏らないように注意すること)  
日程詳細については、総務市民局人事部給与課と協議すること。

b 時間

9時から12時、13時30分から17時15分内で実施すること。

c 場所

受託者が準備をすること。

受講者の利便性を考えて、小倉エリア、八幡エリアでバランスよく実施すること。

d アーカイブ配信(メンタルヘルスのセルフケアに関する教室のみ)

メンタルヘルスのセルフケアに関する教室の録画について、アーカイブ配信用データの編集等を受託者が実施すること。

アーカイブ配信の方法は、北九州市職員が視聴可能な方法とし、総務市民局人事部給与課と協議すること。

(ウ) 成果品

通信指導結果及びアンケートの集計結果をデータで提出すること。メンタルヘルスのセルフケアに関する教室のアーカイブ配信用データを提出すること。

(エ) 疑義が生じた場合は総務市民局人事部給与課と協議すること。

(3) 履行期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日

(4) 契約金額

健康教室開催料 1教室あたりの単価

(5) 支払い方法

履行確認後、正当請求により支払い

### 3. 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

体の健康の一次予防及びメンタルヘルスのセルフケアについて十分な知識と技術を有している保健師・管理栄養士・理学療法士等が揃っていること。

4. 手続き等

(1) 契約担当課(問い合わせ先)

住所 北九州市小倉北区城内1番1号

担当課名 総務市民局人事部給与課(担当:萬徳)

電話番号 093-582-2222 FAX 番号 093-561-1364

(2) 説明書に対する質問交付及び回答

ア 受付期間

令和8年3月27日から令和8年4月9日までの(土曜日、日曜日、国民の祝日を除く)毎日、8時30分から17時15分まで

イ 受付担当課

(1)に同じ。

※ファックスで質問を行う場合は、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びファックス番号を記入しておくこと。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年3月27日から令和8年4月9日までの(土曜日、日曜日、国民の祝日を除く)毎日、8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

- カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は企画競争を中止する場合がある。
- ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。
- ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市総務市民局給与課労務・安全衛生担当課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。